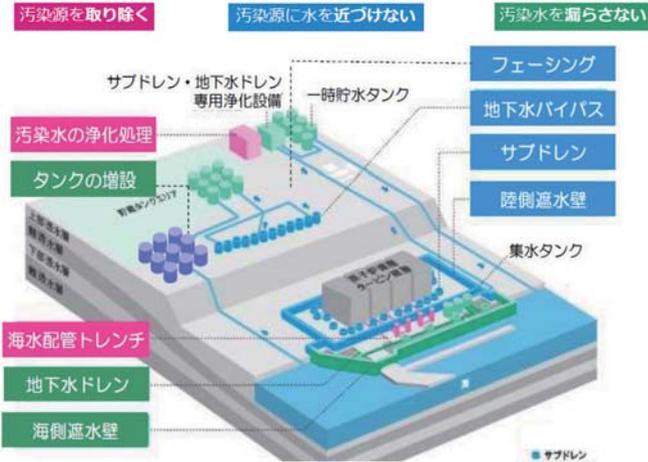


「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」、という3つの基本方針に基づいて、予防的・重層的な対策を講じています。



東京電力の資料を基に経済産業省が作成



放射性物質を含む汚染水の取扱いについては、3つの基本方針で取り組んでいます。

<基本方針1. 汚染源を取り除く>

- ①汚染水から62核種の放射性物質を除去する浄化処理を行う。
- ②トレンチ等に残留する高濃度汚染水を除去する。

<基本方針2. 汚染源に水を近づけない>

- ①建屋山側で地下水をくみ上げ、建屋近傍への流入を抑制する。
- ②建屋近傍の井戸（サブドレン）で地下水をくみ上げ、地下水位を下げ、建屋への流入を防ぐ。
- ③建屋周りに凍土壁を設けて、地下水の建屋への流入を抑制する。
- ④敷地舗装（フェーシング）による雨水の土壌浸透を押しさえる。

<基本方針3. 汚染水を漏らさない>

- ①海側に鋼管製の遮水壁を設けて、放射性物質を含む地下水の海洋への流出を低減する。
- ②海側に地下水ドレンを設けて、地下水をくみ上げ、海洋への流出を低減する。
- ③ALPS等で浄化処理した水を安全に保管するため、貯蔵タンクについて、より漏洩リスクの低い溶接タンクでの貯蔵を実施する。

以上の基本方針で、次の成果が得られています。

- 汚染水発生量が約540m³/日（2014年5月）から約130m³/日（2021年度）まで減少。中長期ロードマップに定める、2020年までに汚染水発生量を150m³/日程度にする目標を達成。
- 1～3号機の原子炉建屋等を除く、建屋内の滞留水の処理を完了し、中長期ロードマップに定める目標を達成。
- 港湾内の放射性物質の濃度が大幅に低減。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2023年3月31日